

二度と取り戻せない！貴金属などの買い取りサービス

【事例】

自宅に貴金属の買い取り業者が来て、「不要になった貴金属を買い取る」と言われた。売る気はなかったが、家にあった指輪を2つ見せてしまった。すると「3千円で買い取る」と一方的に言われ、最初は断ったが、しつこく迫られて怖くなってしまい、3千円を受け取り、指輪を渡してしまった。後で考えると、2つの指輪とも10万円以上した高価なものであり、取り戻したい。

【問題点】

最近、業者が消費者の自宅を訪問し、金やプラチナなどの貴金属を使ったアクセサリーを買い取るという相談が急増しています。「着物を見せてください」と言って消費者宅に上がり込み、「アクセサリーも見せてほしい」と言って、貴金属の買い取りを行う業者も見受けられます。

相談事例のように、強引に買い取りを迫ったり、貴金属の本来の価格より著しく低価で買い取ったりする業者が多く、後から返品を求めても、「すでに金属を溶かしてしまった」などと言われ、返品されないケースがほとんどです。

また、貴金属などの買い取りサービスは、消費者が業者に代金を払ってサービスの提供を受けるわけではないため、業者が消費者の自宅を訪問して契約した場合であっても、クーリング・オフは適用されません。

【アドバイス】

① 買い取り業者に訪問されても、買い取ってもらったつもりがないなら、毅然とした態度で断りましょう。また、業者に貴金属などを見せることはやめましょう。一度業者に見せてしまうと、断るのがさらに難しくなります。

② 訪問した業者に退去するように言っても居座ったり、貴金属などを出せと強く迫ったりするなど、恐怖を感じたときは警察を呼びましょう。

③ 強引な買い取りを行う業者も多いので、業者に買い取りを依頼する場合は、家族や近所の人にも同席してもらい、一人で対応しないようにしましょう。

④ 貴金属などの古物を買収するサービスを行う業者は、消費者宅で買い取りを行う際に「古物商許可証」または「古物行商従業者証」を携帯しなければなりません。契約前には業者の住所や電話番号を確認し、古物商許可証などの提示を求めてください。これらの要求に対応できない業者とは契約しないようにしましょう。

⑤ 貴金属などの買い取り業者の強引な勧誘を受けたり、不安を感じたりしたときは、近くの消費生活相談窓口にご相談してください。

▼問い合わせ

埼玉県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999 または 行田市消費生活センター(生活課内・内線4005)

各種相談 (4月15日～5月15日)

相談	場所	日程	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館2階会議室	4月26日(火) ※次回5月24日(火)の予約は5月2日(月)から	午前9時～午後3時	生活課 (内線252)
行政	コミュニティセンターみずしろ	4月18日(月)、5月2日(月)	午後1時30分～3時30分	
結婚	VIVAぎょうだ	4月17日(日)、5月6日(金)・15日(日)	午前9時30分～11時30分 (受け付けは午前9時30分～11時)	
消費生活 多重債務	市役所	4月15日(金)・18日(月)・19日(火)・21日(木)・22日(金)・25日(月)・26日(火)・28日(木) 5月2日(月)・6日(金)・9日(月)・10日(火)・12日(木)・13日(金)	午前9時30分～午後3時30分	埼玉県行政書士会北埼玉支部 ☎554-2702
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	市役所	5月11日(水) ※予約制	午後1時～4時50分 (受け付けは午後1時～4時)	
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	4月21日(木)・23日(土) 5月5日(木)・14日(土) ※各土曜日は市内在住の方対象に電話相談も受け付けます	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
内職	市役所	4月15日(金)・19日(火)・22日(金)・26日(火) 5月6日(金)・10日(火)・13日(金)	午前10時～午後4時	商工観光課 (内線383)
人権	荒木公民館	5月11日(水)	午後1時30分～3時30分	人権推進課(内線221)
税務	中央公民館 (「みらい」内)	4月19日(火)	午後1時30分～3時30分	関東信越税理士会行田支部 ☎554-1411
水道料金の休日納付	水道庁舎(前谷)	5月1日(日)	午前8時30分～正午	水道課 ☎553-0131
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	4月19日(火)・26日(火) 5月10日(火)	午後5時15分～7時	